



建荷協長野県支部通信

第5巻 第3号

発行日 平成29年10月2日

1 特自検強調月間（11月1日～30日）です。 検査業務の点検と見直しを行いましょ。

平成29年度の「特自検強調月間」は、昭和60年に開始されてから33回目となります。

月間中には(1)検査を実施する事業者は適正な検査の実施と検査体制を見直し、(2)ユーザーは所有する機械に適正な検査・管理が行われているか点検することにより、特定自主検査が適正に行われ機能することを目的に周知・徹底します。

＜各事業者の実施事項＞(1)登録検査業者及び事業内検査を行う事業者：①それぞれの「特定自主検査点検表」を使って、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。②検査業者は、顧客に対して特自検の実

施が定着するようPRする。

(2)建設荷役車両のユーザー及びリース・レンタル業者：①特自検が適正に実施されているか、②特自検実施済み標章の貼付のない機械がないか、③特自検記録表の検査結果とその補修措置が行われているか、点検・確認する。

＜特自検パトロールの実施＞長野県支部では、強調月間を中心に、各地域協議会が非会員検査業及び事業内検査事業場も含めて特自検パトロールを実施し、特定自主検査の実施・管理状況を点検、問題のある場合には改善を指導します。このパトロールは本部の巡回指導とも連携して行い、強調月間の目的をより効果的に推進するものです。



目次：

特自検強調月間(11月1日～30日)です。	1
「全国労働衛生週間」を取り組みましょ	2
研修事業は順調に進捗	3
第1回常任役員会開催される	4
事務局だより	5

2 「全国労働衛生週間」を取り組みましょ

10月1日～7日は全国労働衛生週間です。毎年この時期に実施され、今年で68回目となります。

期間中に行う重点事項は、(1)治療と仕事の両立支援の推進(2)化学物質による健康障害防止対策の推進(3)メンタルヘルス対策の推進(4)過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進(5)その他、腰痛予防対策、受動喫煙防止対策等の推進となっております。

また、労働衛生の三管理(①作業管理、②作業環境管理、③健康管理)と併せた労働衛生教育の推進は管理の基本です。それぞれの観点から労働衛生管理を見直しましょ。

作業の特性に応じ、粉じん、放射線や騒音、振動、石綿、化学物質などによる健康障害防止対策を講じましょ。

実施要綱等関連資料は、当支部ホームページにリンクされておりますのでご参照ください。

ハイライト：

- 全国労働衛生週間(10月1日～7日)
- 特自検強調月間(11月1日～30日)を中心に特自検パトロールを実施
- 考案賞募集中！

「考案賞」を募集します

特定自主検査に係る労働災害の防止及び品質・能率向上に役立つ作業改善や検査技術、機器等の考案を奨励するため、(公社)建荷協の顕彰規定に基づくものです。

応募書類等は、当支部のホームページ及び本部ホームページをご参照の上、ダウンロードしてください。

また、過去の表彰事例も本部ホームページをご覧ください。

ご応募をお待ちしております。

自然災害は起こることを防ぐことはできないが、知り、備えることにより被害を軽減することができる

Q&Aコーナー

Q: 賃貸業者であるが、キャノピーが付いただけの小型ショベルに、つかみ機のアタッチメントを付けて貸し出す場合、飛来物防護設備のチェックはどうすればよいか？顔面保護面付保護帽の着用等はユーザーが行うものであり、貸し出すときに確認はできない。

A: 運転室のない解体用機械は使用が禁止されています(安衛則第171条の5)が、小型の場合で、物体の飛来等による危険の防止措置を講じた場合は除かれます。その措置は、①アタッチメント自体への覆いの取り付け②物体の飛来又は激突の強さに応じた防護設備の取り付け③物体の飛来の強さが十分弱い場合、顔面の保護面を有する保護帽の使用、です。

この措置は、安全車体としての防護設備ではなく、ユーザーが使用に際して行うべき措置であるため、賃貸者に法的責任が直ちに及ぶということはありません。ただし、賃貸者の社会的責任として、危険とそれに対する防護措置について、別途書面等でユーザーに知らせておく必要があります。

3 研修事業は順調に進捗

締固め用機械能力向上教育が、8月4日、ポリテクセンター松本で行われ、25名の参加がありました。今まで締固め用機械の能力向上教育はやってきませんでしたが、要望を受け実施したものです。

整地・運搬・積込み用及び解体用機械の検査者資格取得研修が、9月5日～7日、

長野地域職業訓練センター



で行われました。参加者は16名で例年よりやや少なめでした。写真は実習の様相です。



業務点検コースの実務研修が9月26日に、ポリテクセンター松本で行われました。参加人数は8名で、例年より少なめでした。

4 第1回常任役員会開催される

9月14日、ホテル国際21において、平成29年度第1回常任役員会が開催されました。

8月末現在での事業の進捗状況(研修事業、地域協議会、経理等)について報告があり、来年度の事業等について確認・意見交換を行いました。

5 事務局だより

今年7月初旬に九州北部豪雨があり、福岡県朝倉市と大分県日田市付近で死者36人の他建築物等の被害は甚大で2000億円を超える被害額規模になるという。台風3号とそれに刺激された梅雨前線により次々と積乱雲が発生し列をなして「線状降水帯」となりほぼ同じ場所で数時間通過又は停滞して激しい雨を降らせた。大規模な土砂崩壊が起こり大量の流木が橋に溜まって洪水を引き起こし、被害を拡大させた。増水があまりにも急であったため、避難ができずに流された人も多くいる。この状況はSNSやテレビでも報道されたところである。

約700年前からこの地にあるという古い寺院の古文書によると、約300年前にも大雨で土石流や土砂崩壊が発生し今回の被災地域と同じところが大きな被害を受け、寺も井戸が埋まり山が崩れて橋が流れるなどしたとのこと。だが、寺の住職は「古文書の記述は知らなかった。寺の周辺で洪水が起こるとい認識は全くなかつ

た」と言う。

それにしても同じような豪雨のメカニズムで毎年全国いたるところで洪水が起こり大きな被害をもたらしている。温暖化により海水温が上昇したことによるのだろうか。

佐久地方では8月1日に墓参りをする習わしになっており、会社を休みにするところもある。今から275年前の8月1日に千曲川流域で大洪水が発生し(寛保二年戊の満水)、八千穂村が全滅、小諸、田中で大被害となり、豊野から飯山にかけて多数の遺体が上がり茶毘に付されたという。大災害の記憶はこのような形で残されているが、そのことであると明確に知る人は多くない。

その地域で過去に起こった大きな災害を知ることは大切である。地形や地質等の関係から過去と同じような状況となり、同じようなことが発生する可能性(リスク)が高いからである。地震噴火豪雨など自然災害は起こることを防ぐことはできないが、知り、備えることによって被害を軽減することができる。